

※奥付の日付が平成29年3月23日のものは、本正誤表をご利用ください。

「建築設備定期検査業務基準書2016年版 正誤表」

平成29年8月3日現在

章	頁	訂正箇所	誤	正
1	14	表1.4.1の8行目 〈囲いの部分を修正〉	3・(2) 昭49.1.1 防火ダンパーの取付けの状況	・平成12年建設省告示第1376号第1 (旧昭和48年建設省告示第2565号第2号)
1	14	表1.4.1の11行目 〈囲いの部分を修正〉	3・(7) 昭49.1.1 壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	・平成12年建設省告示第1376号第2 (旧昭和48年建設省告示第2565号第2号)
1	14	表1.4.1の13行目 〈囲いの部分を削除〉	3・(9) 昭49.1.1 運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	・昭和48年建設省告示第2563号第2号(2) ・昭和48年建設省告示第2563号第2号(2)
			3・(9) 昭49.1.1 運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	・昭和48年建設省告示第2563号第1 ・昭和48年建設省告示第2563号第2
1	14	表1.4.2の2行目 〈囲いの部分を修正〉	項目 施行年月日 検査事項 1・(9) 昭44.5.1 排煙機の排煙風量 昭46.1.1 昭46.1.1	根拠法令 ・令第123条第3項第2号 ・令第126条の3第1項第九号 ・令第129条の13の3
1	14	表1.4.2の11行目 〈囲いの部分を修正〉	1・(37) 平12.6.1 排煙口の排煙風量	・平成12年建設省告示第1437号第一号(3)(ii) 及び第二号(1)(ii)(e) (令第126条の3第2項)
1	15	表1.4.2の4行目 〈囲いの部分を修正〉	1・(46) 平12.6.1 排煙口の開放と連動起動の状況	・平成12年建設省告示第1437号第一号(3)(i) 及び第二号(1)(ii)(f) (令第126条の3第2項)
1	15	表1.4.3の3行目の下に 囲いの行を追加	項目 施行年月日 検査事項 1・(1) 昭46.1.1 使用電球、ランプ等 改正 平28.6.1 (使用電球、ランプから、高輝度放電灯を削除) 1・(1) 平28.12.16 照明器具の取付けの状況	根拠法令 ・昭和45年建設省告示第1830号第一号 ・昭和45年建設省告示第1830号第三号イ
1	15	表1.4.3の6行目の下に 囲いの行を追加	2・(3) 昭46.1.1 取巻の状況 2・(4) 昭46.1.1 非常用電源分岐回路の表示の状況	・昭和45年建設省告示第1830号第1 ・昭和45年建設省告示第1830号第三号
1	16	表1.4.3の最終行に 囲いの行を追加	項目 施行年月日 検査事項 3・(6) 昭46.1.1 蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況 改正 平12.6.12 (自家用発電装置のみの構成の予備電源不可) 4・(2) 昭46.1.1 誘導灯及び非常用照明兼用器具の場合の専用回路の確保の状況	根拠法令 ・昭和45年建設省告示第1830号第3 ・昭和45年建設省告示第1830号第2
1	16	表1.4.4の8行目 〈囲いの部分を修正〉	1・(8) 昭34.1.1 飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	・令第129条の2の5第2項第一号又は第二号

章	頁	訂正箇所	誤	正		
1	18	表1.5.1の2行目 <囲いの部分を削除>	法の根拠条文 第12条の3第4項(第12条の2第3項の準用)	違反内容 ① この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき ② 第12条の2の第2項第二号*1)又は第四号*2)のいずれかに該当するに至つたとき	罰則等を科される者 建築設備検査員	罰則等の内容 「建築設備検査員資格者証」の返納
1	19	表1.5.1の*2)	*2) 第12条の2の第3項	*2) 第12条の2第3項		
1	62	下から16行目 <囲いの文字を加筆>	(20)	中央管理室における制御及び 作動 状態の監視の状況		
1	64	下から2行目 <右記を削除>	(要是正の状態が写真では区別できない部分を除く。)			
1	66	下から20行目	④ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。	④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。		
1	66	下から19行目	⑤ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。	⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。		
1	66	下から15行目	「指摘なし欄」は、⑥に該当	「指摘なし欄」は、⑦に該当		
1	66	下から2行目 <右記を削除>	(要是正の状態が写真では区別できない部分を除く。)			
1	68	下から8行目	追加し、⑦から⑩に	追加し、⑥から⑨に		
1	68	下から2行目 <右記を削除>	(要是正の状態が写真では区別できない部分を除く。)			
2	86	下から2行目 <下線部を削除>	$\rho = ; \rho 0.6 \nu^2$	$\rho = 0.6 \nu^2$		
2	93	上から10行目	C ₁ 及びC ₂	C ₁ 及びC ₂		
2	102	下から14行目	(1階事務室、集会室)	(1階事務室、会議室)		
2	127	図2.4.35 <囲いの部分(文字(1/2H以下及びH)並びに寸法線)を削除>				
2	134	上から3行目	(2.4.36) 式	(2.4.35) 式		
2	144	下から1行目	IS B 7512	JIS B 7512		
2	149	上から7行目	ν : 平均速度	ν : 平均風速		
2	151	下から5行目	この式において、 $\underline{\nu}'$ 、	この式において、 $\underline{\nu}$ 、		
2	151	下から1行目	[単位 kW]	[単位 kW又は1時間につきkg]		
2	154	下から14行目	図2.4.60(a)の	図2.4.58(a)の		

章	頁	訂正箇所	誤	正
2	158	上から5行目の下 <式の追加>	$v = \frac{v_1 + v_2 + v_3 + v_4 + v_5 + v_6 + v_7 + v_8 + v_9}{9} \dots (2.4.49-1)$	
2	158	上から6行目 <式の修正>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;">$A = H \times (W_1 + W_2 \dots + W_n) \times 0.5 + H \times (W_1 + W_2 \dots + W_n) \times 0.5 \dots (2.4.49)$<p style="text-align: center;">①面 ②面</p></div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;">$A = H \times (W_1 + W_2 + W_3) \times 0.5^* + H \times (W_1 + W_2 + W_3) \times 0.5^* \dots (2.4.49-2)$<p style="text-align: center;">①面 ②面</p><p style="text-align: right;">*フィルターの開口率</p></div>	
2	158	図2.4.61 <困いの部分を追記及び修正>	 (a)	 (b)
2	162	上から4、8、13行目	≒446	≒466
2	163	下から2行目	1階厨房	2階厨房
3	183	上から8行目	A : 排煙出口面積	A : 煙排出口面積
3	185	上から16、17行目 <右記を削除>	上の条件では、排煙機の規定風量 $Q_f=120m^3/min$ に対し、煙排出口の排煙風量（測定風量）が $Q_w=160m^3/min$ 、であるため、良しとなる。	
3	187	非常用エレベーター の乗降ロビーの排煙 系統図 <困いの部分を修正>		<p style="text-align: center;">排煙機の規定風量 $Q_f=240m^3/min$</p> <p style="text-align: right;">煙排出口の排煙風量（測定風量）Q_w =350m^3/min となる場合</p>
3	189	非常用エレベーター の乗降ロビーの排煙 系統図 <困いの部分を修正>		<p style="text-align: center;">排煙機の規定風量 $Q_f=240m^3/min$</p>
3	190	上から7、8行目 <下線部を削除>	排煙機に最も近い階の最大防煙区画の排煙口を開いて、	

章	頁	訂正箇所	誤	正
3	198	上から10行目 <下線部を削除>	①排煙口の同一排煙口の同一断面内から	
3	200	排煙機銘板表示	4,500m ³ /h×1,000Pa×30kW	45,000m ³ /h×1,000Pa×30kW
3	212	(3.4.7)式	防煙区画室（給気室を除く。）の排煙口の開口面が最小の室における排煙口の開口面積の合計値	防煙区画室（給気室を除く。）の排煙口の開口面積が最小の室における排煙口の開口面積の合計値
3	213	下から2行目	A<A2<A3	A1<A2<A3
3	219	下から15行目	自動的に起動+開放	自動的に起動
3	220	上から9行目	中央管理室における制御及び状態の監視の状況	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況
3	230	下から10行目	1)遮煙開口部の排煙風量の判定	1)遮煙開口部の排出風速の判定
3	230	下から6行目	令第129条2項	令第129条第2項
3	231	下から2行目	遮炎開口部	遮煙開口部
3	241	上から6行目	自家用発電装置（自家用発電装置等の状況）	自家用発電装置（自家用発電装置等の外観）
3	249	上から16・17行目 <右記を削除>	エンジン（内燃機関）が正常に停止することを確認する。	
3	249	下から5行目	電動機、排煙機本体等	エンジン（内燃機関）本体等
3	251	上から22行目	開放に連動して開放される	開放に連動して起動される
3	256	下から14行目	空気逃がし口に	空気逃し口に
3	257	上から6行目	(3.5.9)式	(3.5.10)式
4	279	上から10行目	LED照明器具用 単電池×5個	LED照明器具用 単電池×1個
4	282	下から13行目	0.5lx円の重量	0.5lx円の重量
4	284	下から12行目	電池内蔵のものにあっては	電池内蔵形のものにあっては
4	291	図4.4.20 <囲いの部分を修正>		
4	298	下から2行目	写真4.4.34	写真4.4.4
5	370	下から8行目	燃焼排ガス	燃焼廃ガス
5	376	下から16行目	人体に無害な着色剤	人体に無害な着色剤
5	387	上から11行目	雨水排水立て管污水管	雨水排水立管は、污水管

章	頁	訂正箇所	誤	正																																																																																																				
付録	442	2. 排煙設備 定期検査関係法令一覧 〈囲いの部分を矢印の位置に移動〉	<p>2. 排煙設備 定期検査関係法令一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築基準法</th> <th>該当頁</th> <th>建築基準法施行令</th> <th>該当頁</th> <th>国土交通省(建設省)告示</th> <th>該当頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)</td> <td>447</td> <td>第115条第1項第三号(建築物に設ける煙突)</td> <td>456</td> <td>昭56建告第1098号 平16国交告第1168号</td> <td>491 505</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)</td> <td>457</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第117条(適用の範囲)</td> <td>457</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第122条(避難階段の設置)</td> <td>458</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第123条(避難階段及び特別避難階段の構造)</td> <td>458</td> <td>平28国交告第696号</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第126条の2(設置)</td> <td>460</td> <td>平12建告第1436号</td> <td>501</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第126条の3(構造)</td> <td>460</td> <td>昭45建告第1829号 平12建告第1437号</td> <td>479 503</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第128条の3(地下街)</td> <td>462</td> <td>昭44建告第1730号</td> <td>473</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第129条(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)</td> <td>463</td> <td>平12建告第1440号 平12建告第1441号</td> <td>505 -</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第129条の2(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)</td> <td>464</td> <td>平12建告第1442号</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第129条の2の2(別の建築物とみなす部分)</td> <td>465</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>447</td> <td>第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)</td> <td>第112条(防火区画)</td> <td>452</td> <td>昭48建告第2563号 昭48建告第2565号 昭49建告第1579号 平12建告第1376号</td> <td>483 486 487 492</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第113条第2項(木造等の建築物の防火壁)</td> <td>456</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第114条第5項(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)</td> <td>456</td> <td>平12建告第1377号</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)</td> <td>469</td> <td>平28国交告第697号</td> <td>509</td> </tr> </tbody> </table>	建築基準法	該当頁	建築基準法施行令	該当頁	国土交通省(建設省)告示	該当頁	第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	447	第115条第1項第三号(建築物に設ける煙突)	456	昭56建告第1098号 平16国交告第1168号	491 505			第116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)	457					第117条(適用の範囲)	457					第122条(避難階段の設置)	458					第123条(避難階段及び特別避難階段の構造)	458	平28国交告第696号	506			第126条の2(設置)	460	平12建告第1436号	501			第126条の3(構造)	460	昭45建告第1829号 平12建告第1437号	479 503			第128条の3(地下街)	462	昭44建告第1730号	473			第129条(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)	463	平12建告第1440号 平12建告第1441号	505 -			第129条の2(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)	464	平12建告第1442号	-			第129条の2の2(別の建築物とみなす部分)	465				447	第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)	第112条(防火区画)	452	昭48建告第2563号 昭48建告第2565号 昭49建告第1579号 平12建告第1376号	483 486 487 492				第113条第2項(木造等の建築物の防火壁)	456						第114条第5項(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	456	平12建告第1377号	492				第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	469	平28国交告第697号	509	
建築基準法	該当頁	建築基準法施行令	該当頁	国土交通省(建設省)告示	該当頁																																																																																																			
第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	447	第115条第1項第三号(建築物に設ける煙突)	456	昭56建告第1098号 平16国交告第1168号	491 505																																																																																																			
		第116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)	457																																																																																																					
		第117条(適用の範囲)	457																																																																																																					
		第122条(避難階段の設置)	458																																																																																																					
		第123条(避難階段及び特別避難階段の構造)	458	平28国交告第696号	506																																																																																																			
		第126条の2(設置)	460	平12建告第1436号	501																																																																																																			
		第126条の3(構造)	460	昭45建告第1829号 平12建告第1437号	479 503																																																																																																			
		第128条の3(地下街)	462	昭44建告第1730号	473																																																																																																			
		第129条(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)	463	平12建告第1440号 平12建告第1441号	505 -																																																																																																			
		第129条の2(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)	464	平12建告第1442号	-																																																																																																			
		第129条の2の2(別の建築物とみなす部分)	465																																																																																																					
	447	第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)	第112条(防火区画)	452	昭48建告第2563号 昭48建告第2565号 昭49建告第1579号 平12建告第1376号	483 486 487 492																																																																																																		
			第113条第2項(木造等の建築物の防火壁)	456																																																																																																				
			第114条第5項(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	456	平12建告第1377号	492																																																																																																		
			第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	469	平28国交告第697号	509																																																																																																		
付録	443	2. 非常用の照明装置 定期検査関係法令一覧 〈囲いの部分を矢印の位置に移動〉	<p>3. 非常用の照明装置 定期検査関係法令一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築基準法</th> <th>該当頁</th> <th>建築基準法施行令</th> <th>該当頁</th> <th>国土交通省(建設省)告示</th> <th>該当頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第32条(電気設備)</td> <td>446</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)</td> <td>447</td> <td>第116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)</td> <td>457</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第117条(適用の範囲)</td> <td>457</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第126条の4(設置)</td> <td>461</td> <td>平12建告第1411号</td> <td>498</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第126条の5(構造)</td> <td>461</td> <td>昭45建告第1830号</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第128条の3(地下街)</td> <td>462</td> <td>昭44建告第1730号</td> <td>473</td> </tr> <tr> <td></td> <td>447</td> <td>第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)</td> <td>第112条(防火区画)</td> <td>452</td> <td>昭48建告第2563号 昭48建告第2565号 昭49建告第1579号 平12建告第1376号</td> <td>483 486 487 492</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第113条第2項(木造等の建築物の防火壁)</td> <td>456</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第114条第5項(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)</td> <td>456</td> <td>平12建告第1377号</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第115条(建築物に設ける煙突)</td> <td>456</td> <td>昭56建告第1098号 平16国交告第1168号</td> <td>491 505</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第123条(避難階段及び特別避難階段の構造)</td> <td>458</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)</td> <td>466</td> <td>平12建告第1422号</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)</td> <td>469</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建築基準法	該当頁	建築基準法施行令	該当頁	国土交通省(建設省)告示	該当頁	第32条(電気設備)	446					第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	447	第116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)	457					第117条(適用の範囲)	457					第126条の4(設置)	461	平12建告第1411号	498			第126条の5(構造)	461	昭45建告第1830号	480			第128条の3(地下街)	462	昭44建告第1730号	473		447	第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)	第112条(防火区画)	452	昭48建告第2563号 昭48建告第2565号 昭49建告第1579号 平12建告第1376号	483 486 487 492				第113条第2項(木造等の建築物の防火壁)	456						第114条第5項(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	456	平12建告第1377号	492				第115条(建築物に設ける煙突)	456	昭56建告第1098号 平16国交告第1168号	491 505				第123条(避難階段及び特別避難階段の構造)	458						第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)	466	平12建告第1422号	500				第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	469												
建築基準法	該当頁	建築基準法施行令	該当頁	国土交通省(建設省)告示	該当頁																																																																																																			
第32条(電気設備)	446																																																																																																							
第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	447	第116条の2(窓その他の開口部を有しない居室等)	457																																																																																																					
		第117条(適用の範囲)	457																																																																																																					
		第126条の4(設置)	461	平12建告第1411号	498																																																																																																			
		第126条の5(構造)	461	昭45建告第1830号	480																																																																																																			
		第128条の3(地下街)	462	昭44建告第1730号	473																																																																																																			
	447	第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)	第112条(防火区画)	452	昭48建告第2563号 昭48建告第2565号 昭49建告第1579号 平12建告第1376号	483 486 487 492																																																																																																		
			第113条第2項(木造等の建築物の防火壁)	456																																																																																																				
			第114条第5項(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	456	平12建告第1377号	492																																																																																																		
			第115条(建築物に設ける煙突)	456	昭56建告第1098号 平16国交告第1168号	491 505																																																																																																		
			第123条(避難階段及び特別避難階段の構造)	458																																																																																																				
			第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)	466	平12建告第1422号	500																																																																																																		
			第129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)	469																																																																																																				
付録	462	上から6行目	構造方法を用いる	構造方法【昭和45年建設省告示第1830号】を用いる																																																																																																				
付録	472	上から19行目	不燃材料又は準不燃材料	準不燃材料																																																																																																				

本基準書発行後の定期検査関係法令の改正内容

付録 建築設備 定期検査関連法令

非常用の照明装置の構造方法を定める件

昭和 45 年 12 月 28 日 建設省告示第 1830 号

最終改正 平成 29 年 6 月 2 日 国土交通省告示第 600 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 5 第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。

第 1 照明器具

一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。

イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）

ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光ランプを除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

ハ LED ランプ（次の(1)又は(2)に掲げるものに限る。）

(1) 日本工業規格 C8159-1（一般照明用 GX16t-5 口金付直管 LED ランプ—第 1 部：安全仕様）—2013 に規定する GX16t-5 口金付直管 LED ランプを用いるもの（そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

(2) 日本工業規格 C8154（一般照明用 LED モジュール—安全仕様）—2015 に規定する LED モジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの（その接続端子部（当該 LED モジュールの受け口をいう。第三号ロにおいて同じ。）の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリフタルアミド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

二 照明器具内（次号ロに掲げる電線を除く。）の電線は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふっ素樹脂絶縁電線としなければならない。

三 照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。

イ 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。

ロ ソケット（第一号ハ(2)に掲げる LED ランプにあつては、接続端子部）から差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。

ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。

四 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第2 電気配線

- 一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第4項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断することのできる開閉器を設けてはならない。
- 二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。
- 三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでのいずれかに該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。
 - イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線
 - ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線
 - ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線
 - ニ MIケーブルを用いて行う配線
- 四 電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。
- 五 照明器具内に予備電源を有する場合は、電気配線の途中にスイッチを設けてはならない。この場合において、前各号の規定は適用しない。

第3 電源

- 一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。ただし、照明器具内に予備電源を有する場合は、この限りでない。
- 二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。
- 三 予備電源は、自動充電装置、時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく30分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第4 その他

- 一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で1ルクス（蛍光灯又はLEDランプを用いる場合にあつては、2ルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。
- 二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定法によつて測定されたものとする。

附 則（平成29年6月2日 国土交通省告示第600号）

この告示は、公布の日から施行する。